

海上自衛隊、初の米艦防護

〈2017年5月2日付 朝日新聞朝刊1面(東京本社最終版)より〉

※原文から一部書き直している場合があります。

問題

次の文章の(①)～(⑨)に当てはまるものを下から選んで書きなさい。また、〔A〕に当てはまる漢字6字を書き入れなさい。集団的自衛権を行使できるようにする法律群です。

原子力空母	武器等防護	パトリオット	弾道ミサイル	稲田朋美
オスプレイ	グレーゾーン事態	いずも	NSC	中谷元
自衛隊法	国際平和協力法	大和	NAFTA	専守防衛

〔A 〕法に基づき、平時から自衛隊が米軍の艦船などを守る「(①)」が5月1日、初めて実施された。海上自衛隊の護衛艦「(②)」が午前^に海自横須賀基地(神奈川県)を出港。午後^に房総半島沖周辺で米海軍の補給艦と合流したうえ、護衛を始めた。自衛官は防護のために必要最小限の範囲で武器を使える。米軍との一体化がさらに進むことになる。

2015年に成立した〔 A 〕法に基づく新任務が実施されたのは初めて。(③)の発射を繰り返し、核実験に向けた準備を進める北朝鮮に対し、日米の強い連携を示して牽制^{けんせい}する狙いがあるとみられる。ただ、防衛省は今回の「(①)」の実施について、記者会見などの公式発表をしない方針だ。

政府関係者によると、(②)が守るのは、米海軍の貨物弾薬補給艦。2日にかけて補給艦を守りながら、四国沖まで一緒に航行する計画とされる。補給艦はその後、日本近海の米艦艇に燃料などを補給する見通し。日本海に展開中の米(④)カールビンソンの艦隊に補給する可能性もあるという。長期航海の予定の(②)と米補給艦の移動が重なったことから、今回の実施が決まった。

「(①)」は米軍からの要請が強かった任務で、〔 A 〕法のうち(⑤)が改正されて定められた。(⑤)95条の2は、平時、あるいは武力攻撃を受けたとまでは言えない「(⑥)」で、「自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動」に関わっている米軍などの武器や設備などを防護するため、自衛官が「事態に応じ合理的に必要と判断される限度」で武器を使えると定める。米軍側から要請を受け、国家安全保障会議((⑦))での審議を経て、(⑧)防衛相が自衛隊に実施を命じた。

「(①)」では、相手に危害を与える武器の使用は、攻撃に対して反撃する正当防衛と急な攻撃を避ける緊急避難の場合に限られる。伊藤俊幸・金沢工業大虎ノ門大学院教授(元海将)は「この規定の狙いは米軍に近づいてくる不審な艦船や航空機の動きを止めるために武器を使えるということ。エンジンやスクリューなどを狙うことになるだろう」とみる。

米軍との一体化に対し、海自の護衛艦が出港した横須賀基地近くではこの日、市民団体が「(⑨)の原則を破るもの」「北朝鮮との軍事的緊張を高めるだけ」と批判の声を上げた。